

日南市デジタルプロモーション事業等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、「日南市重点戦略プラン 2025」の将来像として掲げている「選ばれるまち」を目指すための取組みとして、デジタルマーケティングを通じた効果的かつ効率的なプロモーションを行い、本市の認知度向上や魅力度を高めるとともに、令和7年度に開設した「日南市シティプロモーション特設サイト」への効果的な送客により、本市への誘客の拡大及び移住・定住の促進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

日南市デジタルプロモーション事業等業務委託

(2) 業務内容

別紙「日南市デジタルプロモーション事業等業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(4) プロポーザルの方式及びその理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定されるおそれがあることから、企画力、技術力、専門性及び実績などを総合的に審査し、本市の目的に合った受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行う。

(5) 提案上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 参加申込書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- (3) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (5) 過去5か年度（令和3年度から令和7年度）の間に国又は地方公共団体、これに類する公益法人の SNS 広告やデジタルマーケティングやそれらに係る分析業務の実績を有すること。

#### 4 スケジュール（予定）

|     |            |                              |
|-----|------------|------------------------------|
| (1) | 実施要領等の公表   | 令和8年5月15日（金）                 |
| (2) | 質問票提出期限    | 令和8年5月28日（木）まで ※17時必着        |
| (3) | 質問に対する最終回答 | 令和8年6月3日（水）                  |
| (4) | 参加申込書受付期限  | 令和8年6月8日（月）※17時必着            |
| (5) | 企画提案書等受付期限 | 令和8年6月15日（月）※17時必着           |
| (6) | 参加資格確認結果通知 | 令和8年6月17日（水）までに<br>電子メールにて通知 |
| (7) | プレゼンテーション  | 令和8年6月下旬～7月上旬 予定             |
| (8) | 選定結果通知     | 令和8年7月上旬～中旬 予定               |
| (9) | 契約締結       | 令和8年7月中旬 予定                  |

#### 5 説明会の開催

説明会は開催しない。

#### 6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問書を以下のとおり受け付ける。

##### (1) 提出方法

別紙（様式1）「日南市デジタルプロモーション事業等業務委託に係る公募型プロポーザル質問票」に質問内容を添付しEメールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。なお、質問事項は、参加申込書、企画提案書等の記載方法及び業務委託仕様書の内容に関するものに限り受け付ける。

##### (2) 提出先

日南市総合政策課 シティプロモーション担当

##### (3) 提出期限

令和8年5月28日（木）17時まで

##### (4) 回答方法

質問者に対し、令和8年6月3日（水）までに電子メールにて回答するとともに、質問者名等を伏せた形で本市ホームページでも公表する。

#### 7 参加申込書の提出

(1) 提出書類と部数

① 参加申込書（様式2）

② 印鑑登録証明書（原本・発行から3か月以内可）

※ただし、本市の令和7、8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外は、次の③～⑥を提出しなければならない。

③ 決算書（直近1期分、写し可）

④ 納税（完納）証明書

ア 日南市内に本店又は支店等を有する場合

(ア) 日南市税の完納証明

(イ) 国税に滞納がないことの証明（その3の3）（発行から3か月以内、写し可）

イ 日南市内に本店又は支店等を有していない場合

(ア) 国税に滞納がないことの証明（その3の3）（発行から3か月以内、写し可）

⑤ 法人にあっては、登記事項証明書の写し（発行から3か月以内）

個人にあっては、本籍地市区町村長発行の身分証明書（写し可）

⑥ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

(2) 提出先及び提出方法

日南市総合政策課へ直接持参、又は郵送すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までに限る。郵送の場合は書留等を利用し、期限までに到達するように送付すること。郵送事故等により参加申込書が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては認めない。

(3) 提出期限及び提出部数

令和8年6月8日（月）17時まで（必着）に、1部提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

参加申込者は、次のとおり、審査に必要な書類を日本産業規格によるA4判用ファイルに綴じ、見出し（インデックス）を付けるなど分かりやすい書類作成に努め、必要な部数を提出すること。

(1) 提出書類

① 事業者の概要（様式4、会社パンフレット添付可）

② 過去の受注実績（様式5、契約書などの実績を証する書類の写し）

ア 元請として、令和3年度から7年度の間に関又は地方公共団体、これに類する公益法人のSNS広告やデジタルマーケティング、それらに係る分析業務（受注実績）

イ 履行（受注）実績を証する書類（契約書、業務完了確認書等の写し）を添付すること。

③ 企画提案書（任意様式）

## (2) 企画提案書の内容

### ① 基本的事項

「13 審査基準」及び仕様書を踏まえ、提案内容を作成すること。

### ② 企画書作成時の留意事項

企画提案書は、任意様式とするが、文字は11ポイント以上とし、A4判両面印刷で中央下にページ番号を記載すること。なお、A3判による折込ページの挿入は可とする。

## (3) 提出先及び提出方法

日南市総合政策課へ直接持参、又は郵送すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までに限る。郵送の場合は書留等を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により参加申込書が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては認めない。

## (4) 提出期限及び提出部数

令和8年6月15日(月)17時まで(必着)に正本1部、副本9部提出すること。

## 9 書類審査の実施

応募事業者が多数の場合、事前審査を行い、事前審査を通過した事業者のみがプレゼンテーション審査に参加できるものとする。

## 10 参加資格確認結果通知

参加申込書、企画提案書、参考見積書を提出した事業者に対し、令和8年6月17日(水)までに電子メールにて参加資格の確認結果を通知する。

## 11 プレゼンテーション審査

以下のとおり、プレゼンテーション審査を実施する。

### (1) 実施予定日

令和8年6月下旬(正式な日程については、別途通知する。)

### (2) 実施予定場所

日南市役所(会場等詳細は別途通知する。)

### (3) 実施要領

① 対面による実施とし、事業者の出席者は3人までとする。なお、業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

② プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知する。

③ プレゼンテーションの時間は1社30分以内(説明20分、質疑10分)を予定。

### (4) 機材について

大型ディスプレイ及びHDMIケーブルは本市で用意するが、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意すること。

## 12 審査方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションは本市が設置する「業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）の委員が採点・審査する。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価の内容に基づいて審査を行う。
- (2) 審査委員1人当たり200点満点、審査委員5名による合計1,000点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で600点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- (3) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- (4) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。
- (5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該プロポーザルは成立する。

## 13 審査基準

企画提案書・プレゼンテーションを「（別表）審査基準」に従って審査する。

## 14 審査結果の通知（予定）

審査の結果は参加者に文書で通知するとともに、通知後に本市ホームページでも公表する。

## 15 契約に関する事項

- (1) 受託候補者となったものが令和7、8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、結果の通知後速やかに入札参加資格申請を行うこと。
- (2) 受託候補者が名簿に登録されたことを確認した後に、受託候補者と日南市との間で契約締結のための仕様書等の調整を行い、その仕様書に基づく見積書を徴収し、仕様書及び企画提案書の内容を基に随意契約を締結する。
- (3) 契約締結に当たっては、受託者は日南市財務規則（平成21年規則第50号）第132条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第1項各号に該当するときは免除することができる。
- (4) 契約代金の支払いは、精算払とする。

## 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額に訂正を行った場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考審査に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) その他本要項の定めに反した場合

## 17 その他

- (1) 参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、不達及び遅配を原因とする提出者への不利益が生じても、本市はその責めを負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- (4) 提出期限を過ぎた後は、参加申込書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加申込書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (7) 提出された書類等は、日南市情報公開条例（平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本件公募型プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 提案者が 1 者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (10) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。
- (12) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。また、特に定めのあるものを除き、各様式の左側余白は 30mm 以上確保すること。
- (13) 本市からの疑義照会及び追加資料  
提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることがある。
- (14) 契約手続等  
受託候補者との契約手続及び契約書は、日南市財務規則（平成 21 年日南市規則第 30 号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (15) プロポーザル参加申込や企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに総合政策課へ辞退届（様式 6）により申し出るものとする。

18 担当課

担 当：日南市総合政策部 総合政策課 総合政策係

住 所：〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

電 話：0987-31-1116

E-mail:seisaku@city.nichinan.lg.jp

(別表) 審査基準

| 評価項目        |                   | 評価の内容   | 配点   |
|-------------|-------------------|---|------|
| 書類審査        | 業務実績              | 類似事業の契約実績があるか   | 5点   |
|             | 費用の妥当性            | 企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。(本年度分の見積書)  | 5点   |
| プレゼンテーション審査 | 企画・ターゲット          | 根拠に基づいたターゲット設定か。<br>本市の将来像に合致したプロモーション設計となっているか。<br>目標値の設定や計測手法が現実的か。                         | 50点  |
|             | WEB 運用・<br>導線設計   | 媒体選定の根拠、広告の方向性やコンセプトは適切か。<br>ページの離脱を抑え、アクションへ誘導する工夫が提案されているか。<br>広告運用の改善や効果検証の手法が具体的に示されているか。 | 45点  |
|             | 素材拡充・<br>キャンペーン企画 | 意欲を掻き立てる素材を効率的に撮影する計画が設計されているか。<br>プロモーションと連動したキャンペーンとして参加意欲を高める企画となっているか。                    | 40点  |
|             | 業務実施体制            | 専門性が高い人材の配置がなされ、業務を推進するための組織体制は適切か。<br>業務を柔軟に運用できるスケジュールとなっているか。                              | 35点  |
|             | 独自提案              | 予算の範囲内で施策の効果を最大化する独自のプロモーション手法となっているか。  | 20点  |
| 合 計         |                   |   | 200点 |